

口 令和五年九月一日以降に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について新たに認定を受けた原動機付自転車であつて、令和五年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の第三項の規定によりその型式について認定を受けた原動機付自転車と制動装置に係る性能が同一であるもの
 (後部反射器)
第六十七条の二 (略)
 2 保安基準第六十三条の規定が適用される原動機付自転車は、当分の間、細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・四・一六・二・二及び四・一七・二・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第千二百一十一号)による改正前の細目告示第二百四十八条第一項並びに別添五十二・四・一六・二・二及び四・一七・二・二の規定に適合するものであればよい。

第三 (道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示の一部改正)
第三条 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示(平成二十八年国土交通省告示第六百十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

<p>道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示 (審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者) 第一条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。 (表 略) (審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験) 第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。</p>	<p>道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式についての指定の申請に係る手数料の額の算出に必要事項を定める告示 (審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者) 第一条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。 (表 略) (審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験) 第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第二号(同令第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。</p>
<p>第十六号 第七号 (略) (略) (略)</p>	<p>第十六号 第七号 (略) (略) (略)</p>
<p>第八十二号 第五十五号 (略) (略) (略)</p>	<p>第八十五号 第五十七号 (略) (略) (略)</p>

2 |
 (略)
 (後部反射器)
第六十七条の二 (新設) (略)

第八十五号	第五十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号)による改正前の細目告示第四十二條第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第二百二十三号	第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第六十八條第一項に定める基準に係る試験
第二百三十号の二	第九十一号の二	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和二年国土交通省告示第五百七十七号)による改正前の細目告示第七十二條の二に定める基準に係る試験

第三條 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号(これらの規定を同令第一條第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)並びに別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

第四條 (自動車の特定制造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正) 自動車の特定制造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和二年国土交通省告示第七百八十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(許可の基準)		(許可の基準)	
第1条	自動車の特定制造等の許可に関する省令(以下「省令」という。)第4条第1項の告示で定める基準は、 <u>協定期則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.1.に限る。)</u> 及び <u>協定期則第155号の技術的な要件(同規則の規則7.2.に限る。)</u> に定める基準とする。	第1条	自動車の特定制造等の許可に関する省令(以下「省令」という。)第4条第1項第1号の告示で定める基準は、 <u>別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」及び別添2「サイバーセキュリティイ業務管理システムの技術基準」</u> に定める基準とする。
(記録及び保管する情報)		(記録及び保管する情報)	
第2条	省令第5条第2号の告示で定める情報は、 <u>協定期則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.2.に限る。)</u> に規定する情報とする。	第2条	省令第5条第2号の告示で定める情報は、 <u>別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」</u> 3.2.に規定する情報とする。
(サイバーセキュリティを確保するために必要な措置)		(サイバーセキュリティを確保するために必要な措置)	
第3条	省令第5条第3号の告示で定める措置は、次のとおりとする。 一 <u>協定期則第155号の技術的な要件(同規則の規則7.2.2.(a),(f),(g)及び(h)に限る。)</u> に規定するプロセスを確実に実行すること。	第3条	省令第5条第3号の告示で定める措置は、次のとおりとする。 一 <u>別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」</u> 3.2.2.(1),(6),(7)及び(8)に規定するプロセスを確実に実行すること。

第二百二十三号	道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第六十八條第一項に定める基準に係る試験
---------	---

第三條 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第四号及び第五号(これらの規定を同令第一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)並びに別表第二備考第四号の規定に基づき、試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一〜三 (略)

二 1年を超えない間隔又は必要に応じより短い間隔で、次のイ及びロに掲げる事項を国土交通大臣及び独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所に報告すること。

イ 協定規則第155号の技術的な要件（同規則の規則7.2.2.(g)に限る。）の監視に係る活動の結果（新たなサイバー攻撃に関連する情報を含む。）

ロ （略）

（特定改造等の適確な実施のために必要な事項）

第4条 省令第5条第4号の告示で定める事項は、協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.1.1.、7.1.1.11.、7.1.1.12.及び7.1.3.1.に限る。）に規定するプロセス並びに協定規則第156号の技術的な要件（同規則の規則7.1.4.2.に限る。）に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする。

（省令附則第2項に規定する国土交通大臣が告示で定めるもの）

第5条 省令附則第2項の告示で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第20項、第24項及び第26項の規定の適用を受ける自動車とする。

附 則

（削る）

（関係告示の廃止）

第2条 （略）

（削る）

（削る）

附 則

（施行期日）

第1条 この告示は、令和三年一月二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第六条、第二十二條第四項、第八十四條、第一百條第四項、第一百六十二條及び第一百七十八條第四項の改正規定 公布の日

二 次に掲げる規定 令和三年一月二十二日

イ 第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第十八條第二項第三号、第二十條第四項第二号、第二十一條第三項、第四項及び第六項第四号、第七十二條の二、第九十六條第三項第三号、第九十八條第四項第二号、第九十九條第三項、第四項、第八項第四号及び第十項第一号ロ並びに第五十條の二並びに別添百十一及び別添百二十から別添百二十二までの改正規定

ロ 第二条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第十二條第十五項、第十三條第二十項、第十四條第二十項、第二十四項から第二十六項まで及び第三十項並びに第五十五條の二の改正規定

ハ 第三条及び第四条の規定

二 1年を超えない間隔又は必要に応じより短い間隔で、次のイ及びロに掲げる事項を国土交通大臣及び独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所に報告すること。

イ 別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.(7)の監視に係る活動の結果（新たなサイバー攻撃に関連する情報を含む。）

ロ （略）

（特定改造等の適確な実施のために必要な事項）

第4条 省令第5条第4号の告示で定める事項は、別添1「プログラム等改変業務管理システムの技術基準」3.1.1.、3.1.11.、3.1.12.及び3.3.1.に規定するプロセス並びに同別添3.4.2.に規定するプロセス及び手順を確実に実行することとする。

（省令附則第2項に規定する国土交通大臣が告示で定めるもの）

第5条 省令附則第2項の告示で定めるものは、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第14条第20項の規定の適用を受ける自動車とする。

附 則

（経過措置）

第2条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第14条第22項の規定の適用を受ける自動車について、特定改造等をしようとする者に対するこの告示の適用については、第3条第1号中「3.2.2.(1)、(6)、(7)及び(8)」とあるのは「3.2.2.(1)、(6)及び(7)」と、別添2「サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準」3.2.2.中「プロセスにより、別紙に規定するリスク及び軽減策を含め」とあるのは「プロセスにより」と、同別添3.2.2.(2)中「プロセス。当該プロセスにおいては、別紙のパートAに規定する脅威その他の関連する脅威が考慮されるものとする。」とあるのは「プロセス」とすることができるとし、第3条第2号並びに同別添3.2.2.(8)及び3.2.3.から3.2.4.2.までの規定は、適用しない。

（関係告示の廃止）

第3条 （略）

別添1 プログラム等改変業務管理システムの技術基準

別添2 サイバーセキュリティ業務管理システムの技術基準

